

(電子メール施行)
介 第 1067 号
平成 28 年 4 月 15 日

兵庫県ホームヘルプ事業者協議会会長 様
一般社団法人兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会会長 様
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会会長 様

兵庫県健康福祉部高齢社会局介護保険課長

平成 28 年度北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
における住宅確保事業の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
さて、標記のことについて、兵庫県社会福祉課より周知依頼がありましたので、お送り
します。

【事業案内ホームページ】

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf04/juutakukakuho.html>

兵庫県健康福祉部高齢社会局 介護保険課介護基盤整備班 TEL 078-341-7711 (内線 3107) FAX 078-362-9470

(公印省略)
社第1024号
平成28年4月8日

関係各位

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長

平成28年度北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
における住宅確保促進事業の実施について

標記事業について、地域医療介護総合確保基金を活用して実施することとしましたので、次のとおり事業内容及び補助金交付申請についてお知らせします。

ついては、対象地域における福祉人材の確保・定着にご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 目的

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象に、地域外からの新規就職者の住居手当にかかる経費を補助し、人材確保・定着を支援する。

(2) 補助対象者

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域で施設・事業所を経営・管理し、かつ住居手当制度を有する(または新設する)福祉施設等運営法人(以下「法人」という。)

※平成28年度から、北播磨・西播磨地域を対象に加えました。

(3) 補助対象経費

地域外から新たに正規職員を採用した際に負担する住居手当に係る経費

(4) 補助額

法人負担額の1/2(1人あたり月額上限14,000円)

(5) 補助期間

新規採用から1年(ただし、雇用期間に1月に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

(6) 事業実施期間

平成27年度から平成29年度まで(年度を遡っての適用はできません。)

2 補助金の交付申請

交付申請については、別途、案内します。

※予定：案内(9～10月頃)

3 今回送付文書

事業内容の説明資料

【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部社会福祉局

社会福祉課 福祉基盤推進班 西川

TEL 078-362-3185

FAX 078-362-4264

Email hikari_nishikawa@pref.hyogo.lg.jp

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域における住宅確保促進事業(H28)

※平成 28 年度から、北播磨・西播磨地域を対象に加えました！



上記 5 地域
の事業所の
人材確保を
応援します。



どんな事業なの？

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域にある施設や事業所の住居手当制度の普及を促進し、人材確保・定着を支援するため、地域外から新たに正規職員を採用した際に福祉施設等運営法人が負担する住居手当支給額の一部を補助します。(ただし、事業実施は平成 27~29 年度限りとします。)

補助額：法人負担額の 1 / 2 (1 人あたり月額上限 14,000 円)

補助対象期間：新規採用職員の採用から 1 年間

補助金を申請できるのは？

福祉施設等を運営する法人です。対象地域に複数の施設・事業所がある場合は、まとめて申請してください。詳細は、別途、県ホームページに掲載する予定です。

地域外とは？

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路の 5 地域以外の地域からの新規就職者（正規職員）だけでなく、例えば、但馬地域にある事業所が丹波地域から新規就職者を採用した場合も対象です。

以前から住居手当制度がある法人も対象になるの？

この事業を機に住居手当制度を新たに創設される場合だけでなく、以前から住居手当制度がある法人も対象です。

すでに事業所所在地域内（北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路）に住んでいた者が、就職を機に一人暮らしをする場合も対象になるの？

原則として対象になりませんが、通勤事情や住宅環境など個々に判断し、対象となる場合があります。

【問い合わせ先】兵庫県健康福祉部社会福祉局 社会福祉課 福祉基盤推進班
TEL 078-341-7711 (内線 2955) FAX 078-362-4264